

平成15年 第6回 9月(定例)中間市議会会議録(第1日)

平成15年9月8日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成15年9月8日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意第7号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
(日程第5 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
(日程第6 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 承認第10号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(日程第7 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 認定第1号 平成14年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第2号 平成14年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第3号 平成14年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第4号 平成14年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第5号 平成14年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第6号 平成14年度中間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第7号 平成14年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第8号 平成14年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第16 認定第9号 平成14年度中間市水道事業会計決算認定について
 日程第17 認定第10号 平成14年度中間市病院事業会計決算認定について
 (日程第8~第17 提案理由説明)
- 日程第18 第33号議案 平成15年度中間市一般会計補正予算(第4号)
 日程第19 第34号議案 平成15年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
 (第2号)
- 日程第20 第35号議案 平成15年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第
 1号)
- 日程第21 第36号議案 平成15年度中間市老人保健特別会計補正予算(第2号)
 日程第22 第37号議案 平成15年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第
 1号)
 (日程第18~第22 提案理由説明)
- 日程第23 第38号議案 中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する
 条例
 日程第24 第39号議案 中間市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正
 する条例
 日程第25 第40号議案 中間市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
 (日程第23~第25 提案理由説明)
- 日程第26 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(20名)

1番 中家多恵子君	2番 山本 慎悟君
3番 佐々木晴一君	4番 植本 種實君
5番 山本 貴雅君	6番 青木 孝子君
7番 久好 勝利君	8番 杉原 茂雄君
9番 岩崎 三次君	10番 堀田 英雄君
11番 井上 久雄君	12番 湯浅 信弘君
13番 掛田るみ子君	14番 香川 実君
15番 上村 武郎君	16番 岩崎 悟君
17番 佐々木正義君	19番 下川 俊秀君
20番 片岡 誠二君	21番 井上 太一君

欠席議員（１名）

18番 米満 一彦君

欠 員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	大島 忠義君	助役	藤井 紅三君
収入役	中木 陸君	教育長	船津 春美君
総務部長	柴田 芳夫君	市民経済部長	貞末 伸作君
民生部長	勝原 直輝君	教育部長	工藤 輝久君
建設部長	行徳 幸弘君	水道局長	小南 哲雄君
市立病院事務長 ...	上田 献治君	消防長	中村 忠雄君
合併問題対策室長			村田 育男君
合併問題対策室参事			田中 茂徳君
総務課長	鳥井 政昭君	企画財政課長	牧野 修二君
秘書課長	白尾 啓介君	下水道課長	佐藤 満洋君
健康増進課長	中尾三千雄君	介護保険課長	是永 勝敏君
人権推進課長	中村 次春君	庶務課長	塩川 玄栄君
営業課長	矢野 卓雄君		

事務局出席職員職氏名

局長 岡部 数敏君	次長 渡辺 恭男君
書記 赤木 良一君	書記 岡 和訓君

午前10時00分開会

議長（杉原 茂雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は20名で定足数に達しております。これより平成15年第6回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。報告事項はお手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

． ．
日程第1．会期の決定

議長（杉原 茂雄君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程のとおり、本日から9月30日までの23日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は23日間と決しました。

． ．
日程第2．同意第7号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第2、同意第7号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会の委員であります勝原次男氏の任期が、本年9月21日で満了いたしますことから、引き続き同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、市議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意のほど、お願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第7号は委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。これより同意第7号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決をいたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(杉原 茂雄君)

ただいまの出席議員は19人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

議長(杉原 茂雄君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(杉原 茂雄君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また、反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	山本 慎悟議員
3 番	佐々木晴一議員	4 番	植本 種實議員
5 番	山本 貴雅議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	久好 勝利議員	9 番	岩崎 三次議員
10 番	堀田 英雄議員	11 番	井上 久雄議員

12番 湯浅 信弘議員
14番 香川 実議員
16番 岩崎 悟議員
19番 下川 俊秀議員
21番 井上 太一議員

13番 掛田るみ子議員
15番 上村 武郎議員
17番 佐々木正義議員
20番 片岡 誠二議員

.....
議長（杉原 茂雄君）
投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）
投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（杉原 茂雄君）
開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に堀田英雄君及び掛田るみ子さんを指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

議長（杉原 茂雄君）
投票の結果を報告いたします。投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成19票、反対0票。以上のとおり、全員賛成であります。よって、同意第7号についてはこれを同意することに決しました。

・ ・
日程第3・諮問第1号

議長（杉原 茂雄君）
次に、日程第3、諮問第1号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）
諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。
現在、中間市の人権擁護委員である前田桂子氏の任期が、平成15年10月31日で満了となります。

つきましては、法務大臣より福岡法務局長を通じ、候補者の推薦依頼がありましたので、これまで基本的人権の擁護という広範かつ重要な仕事に熱意を持って取り組んでこられました同氏を、引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君） ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（杉原 茂雄君）

ただいまの出席議員は19人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議長（杉原 茂雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（杉原 茂雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また、反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

1 番 中家多恵子議員	2 番 山本 慎悟議員
3 番 佐々木晴一議員	4 番 植本 種實議員
5 番 山本 貴雅議員	6 番 青木 孝子議員
7 番 久好 勝利議員	9 番 岩崎 三次議員
10 番 堀田 英雄議員	11 番 井上 久雄議員
12 番 湯浅 信弘議員	13 番 掛田るみ子議員
14 番 香川 実議員	15 番 上村 武郎議員
16 番 岩崎 悟議員	17 番 佐々木正義議員
19 番 下川 俊秀議員	20 番 片岡 誠二議員
21 番 井上 太一議員	

議長(杉原 茂雄君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(杉原 茂雄君)

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に井上久雄君及び湯浅信弘君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

議長(杉原 茂雄君)

投票の結果を報告いたします。投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成18票、反対1票。以上のとおり、賛成多数であります。よって、諮問第1号についてはこれを同意することに決しました。

日程第4・諮問第2号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第4、諮問第2号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長(大島 忠義君)

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、中間市の人権擁護委員である白橋雅敏氏の任期が、平成15年10月31日で満了となります。

つきましては、法務大臣より福岡法務局長を通じ、候補者の推薦依頼がありましたので、後任に社会的信望も厚く、基本的人権の擁護という重要な仕事に強い関心と熱意を持っておられます衛藤修身氏を、候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君） ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（杉原 茂雄君）

ただいまの出席議員は19人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議長（杉原 茂雄君）

投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（杉原 茂雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また、反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

.....

1 番 中家多恵子議員	2 番 山本 慎悟議員
3 番 佐々木晴一議員	4 番 植本 種實議員
5 番 山本 貴雅議員	6 番 青木 孝子議員
7 番 久好 勝利議員	9 番 岩崎 三次議員
10 番 堀田 英雄議員	11 番 井上 久雄議員
12 番 湯浅 信弘議員	13 番 掛田るみ子議員
14 番 香川 実議員	15 番 上村 武郎議員
16 番 岩崎 悟議員	17 番 佐々木正義議員
19 番 下川 俊秀議員	20 番 片岡 誠二議員
21 番 井上 太一議員	

.....

議長（杉原 茂雄君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

議長（杉原 茂雄君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中家多恵子さん及び井上太一君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

（開票）

議長（杉原 茂雄君）

投票の結果を報告いたします。投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成19票、反対0票。以上のとおり、全員賛成であります。よって、諮問第2号についてはこれを同意することに決しました。

日程第5・諮問第3号

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第4、諮問第3号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、中間市の人権擁護委員である丹村末子氏の任期が、平成15年10月31日で満了となります。

つきましては、法務大臣より福岡法務局長を通じ、候補者の推薦依頼がありましたので、後任に社会的信望も厚く、基本的人権の擁護という重要な仕事に強い関心と熱意を持っておられます千々和節子氏を、候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第3号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君） ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

討論なしと認めます。

これより諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（杉原 茂雄君）

ただいまの出席議員は19人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議長（杉原 茂雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（杉原 茂雄君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また、反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

（事務局長点呼・議員投票）

.....

1 番 中家多恵子議員	2 番 山本 慎悟議員
3 番 佐々木晴一議員	4 番 植本 種實議員
5 番 山本 貴雅議員	6 番 青木 孝子議員
7 番 久好 勝利議員	9 番 岩崎 三次議員
10 番 堀田 英雄議員	11 番 井上 久雄議員
12 番 湯浅 信弘議員	13 番 掛田るみ子議員
14 番 香川 実議員	15 番 上村 武郎議員
16 番 岩崎 悟議員	17 番 佐々木正義議員
19 番 下川 俊秀議員	20 番 片岡 誠二議員
21 番 井上 太一議員	

.....

議長（杉原 茂雄君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉原 茂雄君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

議長（杉原 茂雄君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山本慎悟君及び片岡誠二君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

議長(杉原 茂雄君)

投票の結果を報告いたします。投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成19票、反対0票。以上のとおり、全員賛成であります。よって、諮問第3号についてはこれを同意することに決しました。

日程第6・諮問第4号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第6、諮問第4号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長(大島 忠義君)

諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

現在、中間市の人権擁護委員である神崎勲氏の任期が、平成15年10月31日で満了となります。

つきましては、法務大臣より福岡法務局長を通じ、候補者の推薦依頼がありましたので、後任に社会的信望も厚く、基本的人権の擁護という重要な仕事に強い関心と熱意を持っておられる中島史夫氏を、候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

議長(杉原 茂雄君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第4号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君) ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は

無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(杉原 茂雄君)

ただいまの出席議員は19人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

議長(杉原 茂雄君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(杉原 茂雄君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また、反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第70条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

(事務局長点呼・議員投票)

.....

1 番 中家多恵子議員	2 番 山本 慎悟議員
3 番 佐々木晴一議員	4 番 植本 種實議員
5 番 山本 貴雅議員	6 番 青木 孝子議員
7 番 久好 勝利議員	9 番 岩崎 三次議員
10 番 堀田 英雄議員	11 番 井上 久雄議員
12 番 湯浅 信弘議員	13 番 掛田るみ子議員
14 番 香川 実議員	15 番 上村 武郎議員
16 番 岩崎 悟議員	17 番 佐々木正義議員
19 番 下川 俊秀議員	20 番 片岡 誠二議員
21 番 井上 太一議員	

.....

議長(杉原 茂雄君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(杉原 茂雄君)

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に佐々木晴一君及び下川俊秀君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(開票)

議長(杉原 茂雄君)

投票の結果を報告いたします。投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、賛成18票、反対1票。以上のとおり、賛成多数であります。よって、諮問第4号についてはこれを同意することに決しました。

日程第7.承認第10号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第7、承認第10号を議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長(大島 忠義君)

承認第10号平成15年度中間市一般会計補正予算(第3号)につきましては、専決処分といたしましたのでご報告いたします。

7月28日から29日にかけての集中豪雨により、七重団地北側のり面及び市道七重2号線の一部が崩壊し、市道七重2号線及び県道小倉中間線が一時通行不能となりました。直ちに、安全性の確保と被災地の復旧を図る必要が生じたことから、調査費など公共土木災害復旧費として、歳出予算3,000万円を追加し、歳入予算としては公共土木施設災害復旧国庫負担金及び地方債として補助災害復旧事業債、残りを市町村災害共済基金の取り崩しで措置し、予算の総額を歳入歳出それぞれ169億7,770万円として、7月29日付で専決処分としたものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉原 茂雄君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第10号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(杉原 茂雄君)

討論なしと認めます。

これより承認第10号専決処分を報告し、承認を求めることについてを起立により採決をいたします。ただいま議題となっております承認第10号は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(杉原 茂雄君)

全員賛成であります。よって、承認第10号は原案のとおり承認されました。

日程第8．認定第1号

日程第9．認定第2号

日程第10．認定第3号

日程第11．認定第4号

日程第12．認定第5号

日程第13．認定第6号

日程第14．認定第7号

日程第15．認定第8号

日程第16．認定第9号

日程第17．認定第10号

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第8、認定第1号から日程第17、認定第10号までの平成14年度決算認定10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長(大島 忠義君)

認定第1号から認定第10号までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、認定第1号から8号、平成14年度中間市各会計決算について、提案理由を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入及び歳出の差引額が6億3,244万円の黒字決

算となって繰越財源を差し引きました実質収支では6億60万円の決算額となっております。

歳入の主なものといたしましては、市税収入が40億1,018万円となり、前年度と比較いたしまして4,718万円、率にいたしまして1.2%の減収となっております。

また、地方交付税は、総額59億6,916万円となり、前年度と比較いたしまして3億828万円。率にいたしまして、4.9%の減額となっております。さらに、地方債の借入額は総額15億2,636万円となっており、前年度と比較いたしまして、5億5,548万円、率にいたしまして57.2%の増額となっております。この増額理由は地方交付税の減少に伴います臨時財政対策債が5億4,370万円含まれていることが、主な要因であります。

一方の歳出につきましては、総務費といたしましては、地域インターネット導入促進事業を8,000万円で行い、本市の公共施設をネットワークで結び、行政情報を迅速に開示し、市民サービスの向上を図るとともに、契約課及び合併問題対策室の発足などにより、新たな行政情報の提供を図ってまいりたいと思います。

民生費については、児童福祉費が児童手当など、今まで県で行ってきた事務事業を権限移譲により市に移管されたことなどにより、前年度と比較して1億6,668万円の増加となっております。

労働費としては、産炭地域開発就労事業の終息によりまして、昨年度と比較いたしますと3億3,200万円の減額となっております。また、15年度からは特定地域開発就労事業のみとなっております。

土木費では、都市計画街路事業であります次郎丸道元線が全面開通したことに伴い、隣接します筑豊電鉄沿いの東中間深坂線の整備を開始し、15年度全面開通を目指しております。

また、下水道の普及に伴い市営住宅の改修工事99戸を行い、住環境の改善を図っております。

消防費では、消防署及び消防団のポンプ自動車2台を3,444万円で購入いたしております。

教育費では、年次的に行ってまいりました小中学校の校舎外壁工事は、本年度西小学校を行い、すべての学校が一応完了したこととなります。

また、15年度も小学生、中学生を対象とした国内、国外研修を行うなど、次世代育成支援策として積極的に取り組みを行っております。

以上が、一般会計の決算の概要であります。

また、一般会計、地域下水道特別会計、住宅新築資金等特別会計の3会計を合算いたしました普通会計決算におきましても、1億1,547万円の黒字決算となっております。

本市の平成14年度の財政状況であります。財政力指数は0.403となって、前年

度と比較して0.04上昇し好転しておりますが、公債費比率は15.6%となって、前年度より0.4%上昇し、また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は96.4%と2.8%上昇し、依然として厳しい財政状況となっております。

このような状況の中、平成15年度から緊急財政健全化計画を立て、今後とも市税などの徴収努力を進め、財源確保の充実、さらに経費全般について節減合理化に最大の努力を図ってまいります。

その他、特別会計におきましても、簡単ではありますが、ご報告いたします。

特別会計国民健康保険事業につきましては、歳入歳出の差引3億6,176万円の歳入不足となっております。国民健康保険の加入者は前年度と比較して3.4%増加し、総医療費におきましても9%の増加となり、国民健康保険の財源はますます厳しい状況となってきています。

老人保健特別会計につきましては、歳入歳出の差引2,629万円の歳入不足になっておりますが、不足額につきましては、翌年度で精算となります。

下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出の差引額643万円。

公共下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出の差引額1,736万円のいずれも黒字決算となっております。

公共下水道は、本年度、中底井野、通谷、朝霧地区などの整備を行い、人口普及率は25.1%に達しております。

また、住宅新築資金等特別会計におきましては、本年度も歳入歳出差引5億2,340万円の歳入不足額となっております。

介護保険事業特別会計につきましては、本年度は歳入歳出差引761万円の黒字決算となっております。介護保険制度は発足後3年を経過し、サービスの利用計画が当初より下回ったこともあり、財政的には順調なすべりだしとなっております。しかしながら、年度後半の認定申請者の動向を見ても、新規の申請者がふえてきており、財政負担の増加については避けられない結果となっております。

また、公共用地先行取得特別会計につきましては、本年度も用地の取得はなく、歳入歳出0円となっております。

一般会計及びすべての特別会計との総計決算では、歳入歳出差引額で2億4,761万円の赤字決算となっております。

以上、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書をつけて市議会の認定に付するものであります。

なお、地方自治法第233条第5項及び第241条第5項の規定による説明書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書をあわせて提出いたしております。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、認定第9号平成14年度中間市水道事業会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

初めに、決算の概要をご説明いたしますと、まず、収益的収入及び支出における総収益は11億7,532万8,000円。これに対する総費用は11億7,460万5,000円であり、純利益は72万3,000円となりました。

次に、資本的収入及び支出では、収入が12億7,290万8,000円、支出は16億4,562万6,000円となり、差引3億7,271万8,000円の不足を生じましたが、この不足額は当年度損益勘定留保資金等で全額補てんいたしております。

平成14年度の業務内容は、給水人口6万8,236人で、前年度より156人の減となり、給水戸数では2万6,060戸で、前年度より338戸増加となりました。

また、有収水量は、年間約679万立方メートルで、前年度より1万4,000立方メートルの増量となりました。

近年、給水人口は、減少の傾向にあり、有収水量の伸びが期待できない現状の中で、水道事業を取り巻く状況は一層の厳しさを増しておりますが、水道水における新たな微生物等の感染症対策にも万全を期するよう施設の改良を行い、常に安全対策、安定給水などのサービス向上に努め、一層の健全財政の維持に努力をいたす所存であります。

以上、平成14年度の決算の概要についてご説明いたしました。

なお、地方公営企業法の規定に基づきまして、監査委員の意見書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて提出いたしております。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

次に、認定第10号平成14年度中間市病院事業会計決算認定について提案理由を申し上げます。

この決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を添えて議会の認定に付するものであります。

決算の概要について、ご説明いたします。

まず、収益的収支では、病院事業収益において、23億5,437万3,000円に対し、病院事業費用は23億5,125万8,000円となり、単年度収支において311万5,000円の純利益となりました。このため、前年度繰越欠損金の4億7,165万1,000円に、当年度純利益を差し引いた4億6,853万5,000円が累積欠損金となっております。

次に、資本的収支の収入においては、6,780万8,000円に対し、支出は1億566万5,000円となり、これによる差し引き不足額3,785万7,000円は、繰越損益勘定留保資金及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で全額補てんいたしました。

また、患者数につきましては、入院延べ患者数が4万2,570人で、1日当たり

116.6人、また外来延患者数は10万7,715人で、同じく1日当たり397.5人となっています。

本年度も地域医療機関としての役割を果たすとともに、経営面におきましても欠損金の解消と健全経営に一層の努力をいたす所存であります。決算の概要につきましては、以上のとおりであります。

なお、地方公営企業法第30条第6項及び同法施行令第23条の規定に基づき説明書類といたしまして、監査委員の意見書、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて提出をいたしております。よろしくご審議をお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております決算認定10件に対する質疑は、9月10日の本会議で行いますのでご了承お願いいたします。

日程第18．第33号議案

日程第19．第34号議案

日程第20．第35号議案

日程第21．第36号議案

日程第22．第37号議案

議長（杉原 茂雄君）

次に、日程第18、第33号議案から、日程第22、第37号議案までの平成15年度補正予算5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長（大島 忠義君）

第33号議案から第37号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに第33号議案平成15年度中間市一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

歳出の主なものは、現在施工中であります市立保育所新築工事の関連工事として、大型遊具設置工事及び外溝工事等周辺整備にかかわる工事請負費2,700万円を計上いたし、内装整備関係として厨房備品、備え付け備品等3,000万円を計上いたしております。

また、保健予防対策といたしましては、サーズ対策費としてマスク、手袋、防御服等医薬品の購入を図ります。

また、本年7月、国において可決、成立いたしました次世代育成支援対策事業として、中間市の次世代育成支援の行動計画を策定をするため、市民のニーズ調査費として220万円の予算を計上いたしております。

また、福岡県緊急雇用対策として、市内の公園整備及び各小中学校の環境整備等を中小

企業特別委託事業として1,250万円を計上し、一般事業としては昨年も行いました小学校教科指導等支援事業を570万円の予算で計上いたしております。

また、市内の道路及び公営住宅の維持補修、農業水路改良工事、さらには小中学校の補修費等を例年以上に計上するなど、市民の住環境整備を図りながら、市内事業者に対する雇用対策につきましても市独自で行う予算編成を行っております。

この歳出に充当します歳入予算といたしましては、国庫支出金及び県支出金3,000万円、地方債の借入金4,000万円に対応し、残りの不足分につきましては、前年度繰越金から1億円を充当いたしまして、歳入歳出とも1億8,270万円の補正予算を計上し、予算の総額を歳入歳出それぞれ171億6,040万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

次に、第34号議案平成15年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、人事異動による人件費266万円減額の予算を計上いたしております。

歳入につきましては、諸収入の歳入欠陥補てん収入266万円減額の予算を計上いたしております。

以上により、歳入歳出とも266万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,132万円とするものであります。よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

次に、第35号議案平成15年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、人事異動に伴う給料及び職員手当等の減額と、蓮花寺中継ポンプ場を県に移管するための用地測量業務委託費用及び下水道工事の設計業務委託費用、さらに工事の実施に際し、支障となる既設埋設物の移設に伴う補償費の増額を行うもので、歳出については、一般管理費及び公共下水道建設費の職員人件費を総額で557万3,000円減額し、公共下水道建設費の委託料で総額2,134万8,000円の増額と、補償費を1,500万円増額し、工事請負費で3,634万5,000円減額いたしております。

以上の歳出に充当する歳入につきましては、歳入欠陥補てん収入を557万円減額補正するものであります。

以上により、歳入歳出それぞれ557万円減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,487万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

次に、第36号議案平成15年度中間市老人保健特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしまして、歳出につきましては、老人保健法改正に伴いまして高額医療費の払戻しのため、医療費給付費5,200万円を計上いたしております。

歳入につきましては、支払基金交付金3,345万3,000円、国庫支出金1,236万5,000円、県支出金309万1,000円、一般会計からの繰入金309万1,000円。以上により歳入歳出とも5,200万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ61億6,347万円とするものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第37号議案平成15年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳出では総務費として国の補助事業に伴う介護給付費適正化特別対策事業実施のための費用等として、441万円を計上いたしております。

また、前年度の保険給付費の精算により基金積立金として4,111万円を、また、諸支出金として県及び市への返還金として228万円を計上いたしております。

次に、歳入につきましても、前年度の介護給付費の精算により、国庫支出金及び支払基金交付金として、3,578万円を計上いたしております。

また、介護給付費適正化特別対策事業として、国からの支出金として578万円を計上し、さらに前年度からの繰越金761万円を計上、一般会計繰入金については、427万円の減額をそれぞれ計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ4,490万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ24億513万円とするものであります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長(杉原 茂雄君)

ただいま議題となっております補正予算5件に対する質疑は9月10日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

日程第23・第38号議案

日程第24・第39号議案

日程第25・第40号議案

議長(杉原 茂雄君)

次に、日程第23、第38号議案から日程第25、第40号議案までの条例改正3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大島市長。

市長(大島 忠義君)

第38号議案から第40号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに第38号議案中間市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、福岡県乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、乳幼児医療費支給制度における対象年齢が、平成16年1月1日か

ら入院にかかわる医療のみ現行の3歳未満から就学前に引き上げられたことにより所要の改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

次に、第39号議案中間市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、母子及び寡婦福祉法並びに児童扶養手当法施行令の一部改正が本年4月1日に施行され、条項の移動が生じたことにより、本条例中引用をしている各条文についての整備を行うものであります。よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

次に、第40号議案中間市立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、厚生労働省が急速な高齢化や厳しい経済状況など社会情勢を取り巻く環境の変化に的確に対応していくために、健康保険制度始まって以来の診療報酬本体のマイナス改正を昨年度実施いたしました。

その改正の一つが、入院期間が180日を超える長期入院患者の入院基本料の一部が保険給付から外され、患者の自己の選択にかかわるものとして、その費用を患者から徴収することができる制度になったことでもあります。

これにより重度の肢体不自由者、悪性新生物に対する腫瘍用薬使用者、日常生活の自立度の低い人工腎臓及び人口呼吸器使用者などの厚生労働大臣の定める状態にある患者以外が入院期間180日を超えた場合、入院基本料の15%を平成16年4月より自己負担していただくこととなります。このことにより、長期入院患者の自己負担が特定療養費とされたことから、使用料等として徴収するため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（杉原 茂雄君）

ただいま議題となっております条例改正3件に対する質疑は9月10日の本会議で行いますのでご了承をお願いいたします。

日程第26．会議録署名議員の指名

議長（杉原 茂雄君）

これより日程第26、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第76条の規定により、議長において植本種實君及び佐々木正義君を指名いたします。

議長（杉原 茂雄君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会をいたします。ご苦労さんでした。

午前11時10分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 杉 原 茂 雄

議 員 植 本 種 實

議 員 佐 々 木 正 義

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員